

様式1 管理運営状況評価書

【対象年度:平成25年度】 (②福祉施設)

I 施設概要・利用情報

(単位:人、%、円、日)

番号	14	施設名	掛川市ききょう荘		担当課名	高齢者支援課	
区分			内容・説明				
1 施設及び指定管理者の状況	(1)設置条例名	掛川市ききょう荘条例					
	(2)施設設置目的	65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ養護するとともに、その者が自立した日常生活を営むことができるよう援助を行うことを目的とする。					
	(3)施設が有する設備、機能の概要	鉄筋コンクリート造3階建 延床面積1,304.25㎡ 事務室、会議室、医務室、静養室、宿直室、休憩室、厨房、食堂、居室等					
	(4)施設建設年度	昭和55年					
	(5)耐震性能の有無	あり					
	(6)将来予想される改修経費 (想定年度と費用見込み)	自動火災警報機更新工事			ボイラー修繕工事		
		外壁雨漏り修繕工事					
		空調工事					
		各居室洗面所修繕工事					
	(7)指定管理者名	社会福祉法人掛川社会福祉事業会					
	(8)指定期間	平成23年4月1日 から 平成28年3月31日 まで					
	(9)施設の管理運営形態	①指定管理料のみによる運営					
	(10)自主事業の有無	☐ 実施あり ☒ 実施なし ※実施ありの場合は、収支状況をⅢ-(3)欄に記入のこと。					
(11)指定事業の有無	☐ 実施あり ☒ 実施なし ※実施ありの場合は、収支状況をⅢ-(3)欄に記入のこと。						
(12)事業報告書提出の有無	☒ 提出あり(地自法第244条の2第7項による提出義務) ☐ 提出なし						
(13)利用者満足度調査等実施の有無	☐ 実施あり ☒ 実施なし ※実施ありの場合、(直近の実施年度 平成 年度)						

区分			H23実績	H24実績	H25実績	H26当初	備考
2 利用状況	(1)施設利用者数		542	535	532		
	内訳 (施設・設備ごと)	ききょう荘利用者数	542	535	532		
	(2)稼働率(利用率)						↓ 備考欄に算定式を記入してください ↓
	(施設・設備ごと)		A 平日昼間				
			B 平日夜間				
			C 土日祝昼間				
			D 土日祝夜間				
			A 平日昼間				
			B 平日夜間				
			C 土日祝昼間				
			D 土日祝夜間				
			A 平日昼間				
			B 平日夜間				
			C 土日祝昼間				
			D 土日祝夜間				

2 利用状況	(施設・設備ごと)		A平日昼間					
			B平日夜間					
			C土日祝昼間					
			D土日祝夜間					
			A平日昼間					
			B平日夜間					
			C土日祝昼間					
			D土日祝夜間					
			A平日昼間					
			B平日夜間					
			C土日祝昼間					
			D土日祝夜間					
区分		H23実績	H24実績	H25実績	H26当初	備考		
3 管理・運営状況	(1)指定管理者名						※1-(7) 現在の指定管理者と異なる年度のみ記入	
	(2)利用者一人当たりの運営経費		155,477	145,895	146,834			
	(3)運営日数		365	366	365	365		
	(4)運営人員	①正規職員	8.0	6.0	6.0	7.0	※指定管理者の組織構成員全体の人数ではなく、当該指定管理施設で働いている実人数を記入してください。	
		②臨時職員	6.0	7.0	7.0	7.0		

II 施設管理に係るコスト情報

(単位:円、%)

区分		H23決算額	H24決算額	H25決算額	H26当初予算額	備考
	①人件費	52,956,406	46,119,358	49,461,180	53,404,000	
	②事業費	25,655,616	27,287,610	25,199,563	27,938,000	
	③通信費	288,787	345,028	—	—	その他(事務費)に含む

(1)運営コスト(A)	④事務用品、旅費、図書費など	1,307,692	826,617	1,138,398	1,215,000	
	⑤借上料	2,282,034	2,115,704	1,733,992	2,161,000	
	⑥保険料、消費税(租税公課)等	411,580	573,400	346,400	440,000	
	⑦その他(支払手数料、広告宣伝費、一般管理費、雑費)	1,366,576	786,205	236,127	413,000	
	計	84,268,691	78,053,922	78,115,660	85,571,000	
	対前年度増減率		△ 7.4	0.1	9.5	
区分		H23決算額	H24決算額	H25決算額	H26当初予算額	備考
(2)施設コスト(B)	①管理委託費(外注費)	20,418,994	20,706,349	14,019,117	14,825,000	
	給食業務	15,750,000	15,750,000	13,230,000	13,650,000	
	宿直業務	2,995,893	2,987,707			
	清掃業務	531,960	465,192	659,967	740,000	
	廃棄物処理業務	0	129,150	129,150	435,000	
	派遣業務	1,141,141	1,374,300			
	②修繕費	3,562,556	4,522,599	1,970,979	4,150,000	
	③光熱水費	—	—	—	—	事業費に含む
	④燃料費	—	—	—	—	事業費に含む
	⑤清掃費	—	—	—	—	管理委託費に含む
	⑥保守点検費	3,163,955	3,205,080	2,626,778	2,631,000	
	⑦その他(事務費)	421,692	5,282,600	13,841,088	13,207,000	
	計	27,567,197	33,716,628	32,457,962	34,813,000	
	対前年度増減率		22.3	△ 3.7	7.3	
(3)トータルコスト(施設管理費 合計) (A) + (B)		111,835,888	111,770,550	110,573,622	120,384,000	

(4)合計のうち運営コストの割合	75.4	69.8	70.6	71.1	
(5)施設の収入 ※1)下記3に入力する	107,849,488	106,817,750	105,258,422		
(6)運営コストのうち利用料収入の割合	128.0	136.9	134.7		

Ⅲ 収支差額の状況 **注【指定管理料施設は(1)欄に、利用料金制度又は両制度併用施設は(2)欄に記入。また、自主事業を実施している施設は(3)欄に記入】**

(1)指定管理料のみで運営している施設

(単位:円)

区分	H23決算額	H24決算額	H25決算額	備考
a) 施設使用料収入	107,849,488	106,817,750	105,258,422	※老人ホーム措置費。市に収入される
b) 指定管理料	111,835,888	111,770,550	110,573,622	
収支差額 a)－b)	△ 3,986,400	△ 4,952,800	△ 5,315,200	

(2)利用料金制度施設又は指定管理料・利用料金併用制度施設

(単位:円)

区分	H23決算額	H24決算額	H25決算額	備考
a) 施設利用料金収入				※施設利用料金は、指定管理者へ収入される
b) 収支差額(a－トータルコスト)				
c) bに対する市の支出額(指定管理料)				

(3)自主事業及び指定事業・その他事業の状況

(単位:円)

区分	H23決算額	H24決算額	H25決算額	備考
a) 自主事業の収入				
b) 自主事業の支出				
収支差額 a)－b)	0	0	0	
c) 指定事業・その他事業の収入				
d) 指定事業・その他事業の支出				
収支差額 c)－d)	0	0	0	

IV 担当課による評価

(1) 施設設置目的の達成度

点数	評価基準	評価	改善を要する点(何を、いつまでに、どのように)
3	設置目的を達成できている	3	老人福祉法に規定する、養護を要する老人の措置施設として、各市が措置している入所者の処遇・相談ほか全般において遺漏なく、入所者の日々の生活に細心の注意を払い、運営されている。
2	設置目的をほぼ達成できている。		
1	設置目的を一部達成できていない。		
0	設置目的を達成できていない。		

(2) 利用者数の増加

点数	評価基準	評価	改善を要する点(何を、いつまでに、どのように)
3	前年度より50%以上増加している。	1	入所者については、過去希望者が多かったため近隣の可睡寮、楽寿荘、相寿園にも入所しているが、今後の入所者は、ききょう荘及び市内大東地区に設置されている組合管理の小笠老人ホームのみにする方針である。
2	前年度より増加している。		
1	前年度並みである。		
0	前年度より大幅に減少している(原因を追及する)。		

(3) 収支の改善状況

点数	評価基準	評価	改善を要する点(何を、いつまでに、どのように)
3	黒字である。	1	入所者数を確保すれば当該施設の収支は改善されるものの、収益の原資は老人福祉法に規定される措置費である。当該施設の入所対象者は居宅において養護を受けることが困難な高齢者であり、利用者を増やして収益を上げる施設ではない。
2	収支均衡している。／前年度より収支差額が縮小(改善)している。		
1	赤字である。／前年度と同等の収支差額である。		
0	大幅な赤字である。／前年度より収支差額(赤字)が増えている。		

(4) 安全対策・危機管理体制など

点数	評価基準	評価	改善を要する点(何を、いつまでに、どのように)
3	利用者の安全対策や危機管理体制は万全である。	1	防災訓練を年間計画により毎月1回、入所者に知らせず抜き打ちに行っている。防災機器の取り扱い、救急法、夜間職員招集、初期消火及び入所者の避難搬出に至る防災全般について訓練を重ねている。今後も入所者の安全確保のため、さらなる強化充実を図る。
2	万全とは言えないが、事故等が発生する確率は低い。		
1	安全対策・危機管理体制は整っているが、昨年度事故等が発生している。		
0	利用者の安全対策や危機管理体制に不備があり、改善が必要である。		

(5) 本施設(事業)の継続性と行政の関与について

点数	評価基準	評価	改善を要する点(何を、いつまでに、どのように)
3	民間が実施できる事業であり、行政が実施しなくてよい。 (施設の貸付、売却、譲渡、独立採算制などを検討)	2	市町村は環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を、養護老人ホームに入所させ、または入所を委託する責務を有するため、今後も行政の関与が必要である。
2	民間が実施できるが、行政の関与が必要である。 (直営化、一定額指定管理料制度など)		
1	現在の指定管理で良いが、大幅な経営改善が必要である。 (独立採算制、一定額指定管理料制度への移行など)		
0	民間では実施できない、担い手がいいため、行政がやるべきである。 (直営化、収支差額補てん型指定管理者制度など)		

(6) 総合評価

点数	評価基準	評価	改善を要する点(何を、いつまでに、どのように)
3	本施設の指定管理者として、特に優れている。最適である。	3	入所者数に規定される措置費収入で、施設は効率的に運営されている。快適な施設生活を担保し、かつ措置費収入の制約のなかで、経費節減に努力している。また、施設の老朽化に伴い、設備の故障や不具合が生じているが、繰越基金の活用により施設側でこまめな対応をしており、修繕費の増加抑制の努力が見られる。
2	本施設の指定管理者として、問題はなく適当である。		
1	本施設の指定管理者として、やや劣っている。改善を要する。		
0	本施設の指定管理者として、著しく劣る。適当でない。		

合計

11

／18

V その他自由意見

--